

平成 26 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **増改築等用** **一面**

このチェックシートは、平成 26 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「13」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

該当する回答を○  
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成 6 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの平成 26 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい
5	あなたは、平成 24 年分又は平成 25 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

6	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
7	平成 27 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。 また、平成 27 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上 240 ㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、 <b>二面</b> の「No.9」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものです。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有せず、かつ、その贈与を受けた時に贈与者が日本国内に住所を有していたこと。	はい	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。（居住していない場合には、平成 27 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、 <b>二面</b> の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか(注)。 (注) 平成 24 年分又は平成 25 年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合には、このチェックシートの回答欄の【非課税限度額】と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。	【非課税限度額】	
		はい ⇒ 1,000 万円 (省エネ等住宅)	いいえ ⇒ 500 万円 (上記以外の住宅)

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ  
受贈者の氏名：

この添付書類一覧は、平成 26 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～13」は、二面の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

## ○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日	<input type="checkbox"/>
2	② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	
3	○ 源泉徴収票など平成 26 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	平成 21 年分から平成 25 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。	<input type="checkbox"/>
5	(注) 添付書類として提出する必要はありません。	

## ○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

6	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなど増改築等に係る契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>						
7	<p><b>【平成 27 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】</b></p> <p>○ 登記事項証明書</p> <p>(注) 1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>						
8	<p><b>【平成 27 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】</b></p> <p>① 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限りします。） ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>							
9	<p><b>【平成 27 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】</b></p> <p>○ 次に掲げるいずれかの書類</p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>確認済証の写し</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>検査済証の写し</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>増改築等工事証明書</td> </tr> </table>	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書	<input type="checkbox"/>
a	確認済証の写し							
b	検査済証の写し							
c	増改築等工事証明書							
	<p><b>【平成 27 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】</b></p> <p>○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>							
10	○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>						

## ○「受贈者の居住」に関する事項

11	<p><b>【平成 27 年 3 月 15 日までに居住した人】</b></p> <p>○ 受贈者の戸籍の附票の写しなど</p> <p>(注) 増改築等後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、あなたが、その増改築等前にその住宅用の家屋に居住していたこと及びその増改築等後にその住宅用の家屋に居住していることを明らかにする書類に限りします。</p>	<input type="checkbox"/>
12	<p><b>【平成 27 年 3 月 15 日までに居住していない人】</b></p> <p>① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	

## ○「非課税限度額」に関する事項

13	<b>【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】</b>		<input type="checkbox"/>						
	<p><b>【平成 27 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】</b></p> <p>○ 次に掲げるいずれかの書類</p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>住宅性能証明書</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>増改築等工事証明書</td> </tr> </table> <p>(注) 「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限りします。</p>	a		住宅性能証明書	b	建設住宅性能評価書の写し	c	増改築等工事証明書	<p><b>【平成 27 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】</b></p> <p>○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>
	a	住宅性能証明書							
b	建設住宅性能評価書の写し								
c	増改築等工事証明書								